

「原発」国民投票の実施に関する公開質問状

2025 年 参議院議員選挙

私たちは、「原発」を今後どうするのかについて、行政府や立法府にその選択を委ねず、主権者である私たち自身が、よく学び、考え、話し合って結論を出し、その多数意思を反映した施策や法律の制定・改正を両府が為すべきであると考えています。そのための方策として、諮問型の「原発」国民投票の実施が最良だと考え、2011 年 6 月より、それを実現させるための運動を展開してきました（詳細は、下記 Web サイトをご覧ください）。

わが国の場合、「憲法」以外の一般的案件について、これを国民投票にかけるためには、その案件が「脳死」であれ「消費税」であれ「原発」であれ、新たに国民投票法を制定しなければなりません。そのためには、衆参各院で過半数の議員が「原発」国民投票法の制定に賛成し、法律を成立させる必要があります。

私たちは既に、「国民投票の実施手続市民案」という法律案を策定して、HP 上に掲載しています (<https://gkokumintohyo.com/kokumintohyo/proposal>)。また、2015 年には衆議院、参議院(ともに第 189 回国会)に「原発」国民投票を求める請願を提出しています。当会の活動に関連して、3 点の事項について貴党の姿勢・考えをお伺いします。お忙しいとは思いますが、次ページの質問にお答えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

勝手ながら 7 月 10 日(木)までに、以下の宛先まで、FAX もしくは E メールにてご回答ください。皆様から頂戴した回答については、順次、本会ホームページに掲示していくほか、フェイスブック、ツイッターなどで拡散します。

なお、ご不明な点などございましたら、下記事務局あてにお問い合わせください。

市民グループ＜みんなで決めよう「原発」国民投票＞
Web サイト: <https://gkokumintohyo.com>

Fax: 06-4792-8826

E メール: info@gkokumintohyo.com

2025 参院選 市民グループくみんで決めよう「原発」国民投票＞

「原発」国民投票実施に関する質問と回答

政党名 _____

以下の質問にお答えください。(☑をお願いします)

[1] 原発稼働の是非を問う国民投票(以下、「原発」国民投票)を実施するための手続法を制定することについて、貴党は賛成ですか？反対ですか？

☐ 賛成

☐ どちらかと言えば賛成

☐ どちらかと言えば反対

☐ 反対

＜回答の理由や補足など、コメントがあればお書き添えください＞

[2] 第7次エネルギー基本計画では、原子力発電について「優れた安定供給性と技術自給率を有する自律性が高い電源であり、他電源と遜色ないコスト水準で変動も少ない。また、天候に左右されず一定出力で安定的に発電可能な脱炭素電源」としており、2040年度の国内の発電電力量に占める原子力の割合を20%程度と見通しています。同計画の原子力に関する政策について、貴党は賛成ですか？反対ですか？

☐ 賛成

☐ どちらかと言えば賛成

☐ どちらかと言えば反対

☐ 反対

＜回答の理由や補足など、コメントがあればお書き添えください＞

[3] 2011 年に発生した福島第一原発の事故以降、多くの自治体で原発再稼働を巡る住民投票条例の制定を求める直接請求が、地方自治法第 74 条の規定に基づいて実施されてきましたが、議会で可決された例は一つもありません(注 1)。原発再稼働に限らず、直接請求により住民投票の条例案が議会に提出されても、議会で否決される例が多くなっています。

一方、地方自治体によっては一定の署名数が集まりさえすれば、議会の過半数による賛成がなくても住民投票が実施されるとする独自の住民投票条例を設けているところもあります。当会としては、地方における住民投票が全国的に今よりも実施されやすくするための地方自治法の改正を検討すべきと考えていますが、この改正の検討に賛成するかどうか、貴党の考え方をお聞かせください。

☐ 賛成

☐ どちらかと言えば賛成

☐ どちらかと言えば反対

☐ 反対

<回答の理由や補足など、コメントがあればお書き添えください>

* 注 1 2011 年以降、東京都、大阪市、静岡県、新潟県(2 回)、八幡浜市、茨城県、米子市、境港市、松江市、出雲市、宮城県、鹿児島県で原発再稼働に関する住民投票条例案の制定を求める直接請求が実施されたが、何れも議会で住民投票条例案が否決されている。

FAX の場合は、**06-4792-8826** までご送信ください。
市民グループ<みんなで決めよう「原発」国民投票>